

岩手県告示第421号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった

。

平成26年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町
- 2 基本測量を実施する期間 平成26年7月15日から同年12月12日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（水準測量）